

〔別紙〕 同一後継者の申告期限や実施年度が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準日等

同一の後継者がその会社の株式について、複数の者からの承継に係る円滑化法の認定を受けた場合で、先代経営者からの第一種相続の発生後に、先代以外の株主から第二種贈与により承継するケースや、第一種贈与の後年に第二種贈与を行うといったケースでは、第一種と第二種で申告期限や年次報告の開始時期等が異なってきます。しかしながら、同一の後継者の場合には、認定の有効期間（事業継続期間）を全て同一期間とし、年次報告を同時に行う必要があります。

こうした場合の認定の有効期間（事業継続期間）や報告基準日等の設定基準は、以下のとおりとなります。

【基本原則】

後継者ごとに、その会社の株式等について、最初に贈与税又は相続税（以下「税」という）の申告期限が到来する認定の申告期限の翌日を起算日として全てに適用する。

- ・この基本原則は、令和4年9月1日以降に、初めて円滑化法の認定を受けた者に適用される（最初に円滑化法の認定を受けた日がこれより前の場合は、全て第一種の申告期限の翌日が起算日）。
- ・円滑化法の認定は、第一種 ⇒ 第二種という順で認定する必要があるため、認定と税の申告期限がともに、この順番となるケースが多いが、例えば、第一種の相続が6月、第二種の贈与が同年7月の場合、第一種相続の申告期限は翌年4月、第二種贈与は3月（確定申告）となり、税の申告期限が逆転して第二種が先行するケースもあることに留意する。

<報告基準日>

最初に税の申告期限が到来する認定の申告期限の応当日（年単位）を「報告基準日」として全てに適用する。

- （事例1）同年に第一種 ⇒ 第二種の順で実施しているが、申告期限が逆転して第二種が先行するケース
- ・第一種相続：相続開始日 R4.6.20、認定申請基準日 R4.11.20、申告期限 R5.4.20
  - ・第二種贈与：贈与実行日 R4.9.10、認定申請基準日 R4.10.15、申告期限 R5.3.15

申告期限が逆転のケース！

⇒報告基準日は、第一種の報告についても先に申告期限が到来した第二種の申告期限の応当日＝3月15日となる（ex.年次報告1回目は R6.3.15）。認定の有効期間（事業継続期間）は、いずれも R5.3.16～R10.3.15 となる。

<報告基準期間>

最初に税の申告期限が到来する認定の報告基準日（ただし、1回目の報告時は認定申請基準日）の翌日から次の年の報告基準日までの間を「報告基準期間」として全てに適用する。

⇒事例1の報告基準期間では、いずれも1回目 R4.10.16～R6.3.15、2回目 R6.3.16～R7.3.15 などとなる。

<報告基準事業年度>

最初に税の申告期限が到来する認定の事業年度を「報告基準事業年度」として全てに適用する。

- （事例2）第一種相続の翌年に実行した第二種贈与の申告期限後に1回目の年次報告を迎えるケース
- ・第一種相続：相続開始日 R4.11.28、認定申請基準日 R5.4.28、申告期限 R5.9.28  
（報告基準日 R6.9.28、報告基準事業年度 R5.4.1～R6.3.31）
  - ・第二種贈与：贈与実行日 R5.6.10、認定申請基準日 R5.10.15、申告期限 R6.3.15

⇒報告基準事業年度は、第二種の報告についても第一種の報告基準事業年度 R5.4.1～R6.3.31 となる。同様

に報告基準日 R6.9.28、報告基準期間 R5.4.29～R6.9.28 となり、第一種の1回目の年次報告時に同時報告する。認定の有効期間（事業継続期間）は、いずれも R5.9.29～R10.9.28 となる。

<雇用判定期間>

最初に税の申告期限が到来する認定の有効期間（事業継続期間）を「雇用判定期間」として全てに適用する。

（事例3）第一種の2年後に実行した第二種の申告期限後に第一種の2回目の年次報告を迎えるケース

- ・第一種贈与：贈与実行日 R4.9.1、認定申請基準日 R4.10.15、申告期限 R5.3.15  
（報告基準日：1回目 R6.3.15、2回目 R7.3.15）
- ・第二種相続：相続開始日：R6.4.10、認定申請基準日 R6.9.10、申告期限 R7.2.10

⇒第二種の報告についても第一種の認定の有効期間（事業継続期間）R5.3.16～R10.3.15が雇用判定期間となる。従って、第二種の初回の年次報告書も、1回目の報告基準日 R6.3.15 及び2回目（今回）の報告基準日 R7.3.15 の従業員数を記載し、第一種の2回目の年次報告時に同時報告する。雇用判定は、5回目（第二種では実質4回目）の年次報告時に、雇用判定期間5年間の従業員数の平均人数にて判定する。

※年次報告書の様式では、次の太枠で囲まれた部分が全ての認定で同じ内容になります。

（1頁目の次の部分）

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
報告者に係る認定の認定年月日等	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input checked="" type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
	認定年月日及び番号	令和〇年〇月〇日（企支第××××号）
	認定申請基準日	令和6年9月10日
	報告基準日	令和7年3月15日
	報告基準期間	令和6年3月16日から令和7年3月15日
	報告基準事業年度	令和5年11月1日から令和6年10月31日

（別紙1の次の部分）

各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1 回目（令和6年3月15日）	(イ)	97人
	2 回目（令和7年3月15日）	(ロ)	98人
	3 回目（年月日）	(ハ)	人
	4 回目（年月日）	(ニ)	人
	5 回目（年月日）	(ホ)	人
	5年平均人数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5	
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	令和6年3月16日から令和7年3月15日まで	〇〇	〇〇
	年月日から年月日まで		
	年月日から年月日まで		

太枠の部分が全て同じ内容になる！

（別紙2の次の部分）

1 認定中小企業者における特定資産等について  
 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（令和5年11月1日から令和6年10月31日まで）における特定資産等に係る明細表

⇒ 添付書類の原本証明、誓約書等の報告基準日・報告基準期間についても同様です。